

広島県告示第千百五十八号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第三十二条第一項の規定によって、指定相談支援事業者として次の者を指定した。

平成十九年十一月二十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

指定相談支援事業者	主たる事務所の所在地	名称	名称	所在地	指定年月日
社会福祉法人広賀会	東広島市西条町寺家四二〇五番地	広賀園障害者相談支援事業所	東広島市西条町寺家四二〇五番地	平成一九年四月一日	
社会福祉法人清風会	安芸高田市吉田町竹原九六七番地	清風会支援センター	安芸高田市吉田町竹原九二〇番地	平成一九年四月一日	
社会福祉法人大崎福祉会	豊田郡大崎上島町沖浦一五三九番地一	指定相談支援事業所「ふれあい工房」	豊田郡大崎上島町大串三〇三二番地二	平成一九年九月一日	
社会福祉法人かしの木	呉市上二河町五番一二号	つぼみ	呉市上二河町五番一二号	平成一九年一〇月一日	